

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和7年度）

住 所 香川県高松市香南町岡1312番地7

事 業 者 名 高松空港株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長小幡 義樹
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客 ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	・現在のところ移動等円滑化基準に適合しているため、該当事項無し。	—

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客ビル施設増改修工事 計画における基準の維持	・増改修工事対象となる施設においても、引続き公共交通移動等円滑化基準への適合を図る。	公共交通移動等円滑化基準へ 適合した計画及び工事を実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
空港関係事業者間の相互連携	- 乗降時の介助、誘導その他支援及び使用器具等の情報を空港関係事業者間で共有する。 - 空港内を高齢者、障害者等が移動するための課題を共有するために、今後、空港関係事業者と共同で利用者の導線に沿った確認作業を継続して計画する。	利用者の導線に沿った確認および増改修に伴う情報の共有を実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページ等における施設情報提供	当空港のホームページにおける高齢者や障害者等に配慮した表示の在り方及び掲載内容について、継続して検討・改善する。	- 当空港ホームページにおける掲載内容の更新を実施。 - たかまつユニバーサルデザインマップ、サイトへの情報提供。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客研修の実施	社内関係部署にて、国土交通省が定める交通事業者向け接客研修モデルプログラムに準拠した研修を行う。	移動等円滑化評価会議四国分科会等への参加

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客ビル内での掲示物の張出し及び構内放送による周知の実施	高齢者障害者等用施設等の適正利用促進のため、旅客ビル内での掲示物の張出し及び構内放送を実施することにより、空港利用者に対する周知を行う。（継続実施）	計画に沿った掲示等の実施により、障害者等用駐車スペース・高齢者障害者等用便房等の適正な利用に係る周知を実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

今後の増改修工事計画において、現行の公共交通移動等円滑化基準に基づく整備について検討実施中。□

-
-
-
-

(3) 報告書の公表方法

—

(4) その他

—

Ⅱ 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(令和8年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
高松空港旅客ターミナルビル	香川県高松市	人 6,172	○	○	総数 5 旅客搭乗橋 設置数 (5)	○	○	○
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
(合 計) 計 1 ターミナル					総数 5 旅客搭乗橋 設置数 (5)			

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第13号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. 皿については、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。